

東京都交通局 広告付きバス停留所上屋広告 審査要領

平成20年1月16日

19交資第1377号

平成28年3月24日

(改正) 27交資第2487号

(総則)

第1条 本要領は、広告付きバス停留所上屋（以下「広告付き上屋」という。）が都市景観の向上に資する洗練されたものとなるよう、東京都交通局（以下「当局」という。）が設置する広告付き上屋の広告デザイン及び広告主の業種規制等の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要領は、当局が設置する広告付き上屋について適用する。

(委員会の設置)

第3条 広告付き上屋の色彩、意匠その他のデザイン及び広告主が、東京都交通局広告取扱要綱第4条第1項に定める取扱基準及び本要領第6条に定めるデザイン審査基準を満たしているかどうかを審査するため、東京都交通局広告付きバス停留所上屋広告デザイン審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、下記に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

委員長	資産運用部長
委員	事業開発課長、事業開発課課長代理（広告担当）、 自動車部事業改善担当課長、 学識経験者等2名

2 委員には、学識経験者及び景観、デザイン等の専門家（以下「学識経験者等」という。）を計2名含めるものとする。

(委員会の招集)

第5条 委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

(審査基準)

第6条 当局は、一般社団法人東京バス協会が定める広告付きバス停留所上屋広告デザイン審査統一基準及び広告付きバス停留所上屋広告掲出審査統一基準を準用し、審査を行うものとする。

(デザインの承認等)

第7条 広告付き上屋に掲出される広告は、東京都交通局広告取扱要綱第4条第1項及び前条に定める審査基準を遵守したものでなければならない。

2 広告付き上屋に広告を掲出するときは、委員会に付議し、広告主及びそのデザイン等について承認を得なければならない。

(委員の委嘱)

第8条 第4条第2項に定める学識経験者等は、交通局長が委嘱する。

(委嘱の期間)

第9条 学識経験者等の委嘱期間は2年とし、必要があればこの期間を延長することができる。

(報酬)

第10条 学識経験者等が委員会に出席した場合は、別途定める報酬を支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、資産運用部事業開発課において処理する。

附則(19交資第1377号)

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附則(27交資第2487号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。